

各務原市地域包括支援センター事業実施要綱

(平成18年3月31日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市に地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、要支援1及び要支援2の要支援認定者の介護予防支援事業、高齢者の包括的支援事業等を行うことにより、地域ケア体制を整備し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 支援センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
各務原市地域包括支援センター 社会福祉協議会	各務原市那加桜町2丁目163番地
各務原市地域包括支援センター つつじ苑	各務原市大佐野町2丁目58番地
各務原市地域包括支援センター カーサ・レスパート	各務原市各務おがせ町9丁目282番地
各務原市地域包括支援センター フェニックス・かかみ野	各務原市鵜沼各務原町6丁目50番地
各務原市地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	各務原市那加西市場町7丁目285番地1
各務原市地域包括支援センター ジョイフル各務原	各務原市鵜沼小伊木町3丁目170番地1
各務原市地域包括支援センター リバーサイド川島園	各務原市川島河田町1348番地

(事業)

第3条 支援センターは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項各号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の64に規定する事業を行うものとする。

(事業委託)

第4条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、その実施については、次に掲げる者に委託して行うものとする。

名 称	委 託 先
各務原市地域包括支援センター 社会福祉協議会	社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会

各務原市地域包括支援センター つつじ苑	社会福祉法人 各寿会
各務原市地域包括支援センター カーサ・レスパート	社会福祉法人 清洞会
各務原市地域包括支援センター フェニックス・かかみ野	社会福祉法人 フェニックス
各務原市地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	社会福祉法人 美谷会
各務原市地域包括支援センター ジョイフル各務原	社会福祉法人 サン・ビジョン
各務原市地域包括支援センター リバーサイド川島園	社会福祉法人 羽島郡福寿会

(事業の実施)

第5条 前条の規定により事業の委託を受けた社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）は、国から示された地域包括支援センター業務マニュアル及び各務原市地域包括支援センター基本方針に沿って、市の指示に従い事業を実施しなければならない。

(連携等)

第6条 支援センターは、互いに密接に連携しなければならない。

2 各務原市地域包括支援センター社会福祉協議会は、支援センター間の連絡調整、取りまとめ等を行うものとする。

(事業報告)

第7条 社会福祉法人は、支援センターに、相談受付簿、記録簿等必要な簿冊を備え、事業の結果について定期的に市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 支援センターの設置者、役員若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 各務原市在宅介護支援センター運営協議会設置要綱(平成13年1月29日決裁)

(2) 各務原市在宅介護支援センター事業実施要綱（平成13年1月29日決裁）

附 則（平成20年3月31日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月28日決裁）

この要綱は、平成26年11月4日から施行する。

附 則（平成27年3月26日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。